

○農林水産省告示第千二百四十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十一の規定に基づき、平成二十一年十月二十日農林水産省告示第千四百七十一号（コロンビア産トミニアトキンス種のマンガウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月二十四日から施行する。

平成二十八年五月二十四日

農林水産大臣 森山 裕

三の(二)の「チチュウカイミバエ」の下に「ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエ（以下「ミバエ類」という。）」を加える。

六の(一)及び(二)中「チチュウカイミバエ」を「ミバエ類」に改める。